

# ○就労継続支援A型サービス費

基本部分			注	注					
			地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	
イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	( 618単位 )	× 965 / 1,000	× 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100	減算が適用される月から4月目まで × 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	( 606単位 )						
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	( 597単位 )						
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	( 589単位 )						
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	( 501単位 )						
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	( 412単位 )						
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	( 324単位 )						
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	( 549単位 )						
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	( 539単位 )						
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	( 531単位 )						
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	( 524単位 )						
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	( 445単位 )						
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	( 366単位 )						
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	( 287単位 )						
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	( 516単位 )						
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	( 506単位 )						
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	( 499単位 )						
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	( 492単位 )						
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	( 417単位 )						
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	( 343単位 )						
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	( 269単位 )						
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	( 506単位 )						
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	( 497単位 )						
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	( 490単位 )						
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	( 482単位 )						
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	( 410単位 )						
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	( 337単位 )						
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	( 264単位 )						
	(5) 定員81人以上	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	( 490単位 )						
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	( 479単位 )						
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	( 472単位 )						
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	( 466単位 )						
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	( 395単位 )						
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	( 326単位 )						
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	( 256単位 )						
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	( 563単位 )	× 70 / 100	3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	5月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100		
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	( 552単位 )						
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	( 544単位 )						
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	( 537単位 )						
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	( 456単位 )						
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	( 375単位 )						
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	( 295単位 )						
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	( 502単位 )						
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	( 493単位 )						
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	( 485単位 )						
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	( 478単位 )						
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	( 405単位 )						
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	( 334単位 )						
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	( 262単位 )						
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	( 466単位 )						
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	( 457単位 )						
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	( 450単位 )						
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	( 444単位 )						
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	( 377単位 )						
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	( 311単位 )						
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	( 244単位 )						
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	( 456単位 )						
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	( 447単位 )						
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	( 441単位 )						
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	( 435単位 )						
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	( 369単位 )						
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	( 304単位 )						
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	( 239単位 )						
	(5) 定員81人以上	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	( 440単位 )						
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	( 432単位 )						
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	( 426単位 )						
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	( 420単位 )						
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	( 356単位 )						
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	( 294単位 )						
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	( 230単位 )						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)							
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)							
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)							

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)	
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) <small>(障害基礎年金1級受給者/利用者 が100分の50)</small>	(1)定員20人以下	(1日につき56単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき50単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき47単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき46単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき45単位を加算)
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) <small>(障害基礎年金1級受給者/利用者 が100分の25)</small>	(1)定員20人以下	(1日につき28単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき24単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき23単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき22単位を加算)
初期加算			(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)	
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)	
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき94単位を加算)
就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) <small>(7.5.1)</small>	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)
	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) <small>(10.1)</small>	(1)定員20人以下	(1日につき39単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき17単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき9単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき5単位を加算)
注1 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算			
注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への就職は除く			
賃金向上達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき70単位を加算)	
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき43単位を加算)	
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき26単位を加算)	
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)	
	ホ 定員81人以上	(1日につき15単位を加算)	
施設外就労加算			(1日につき100単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算			(1日につき30単位を加算)
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
在宅時生活支援サービス加算			(1日につき300単位を加算)
社会生活支援特別加算			(1日につき480単位を加算)
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×54/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×40/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×22/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算			(1月につき +所定単位×7/1,000)
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×4/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×19/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×4/1,000)	